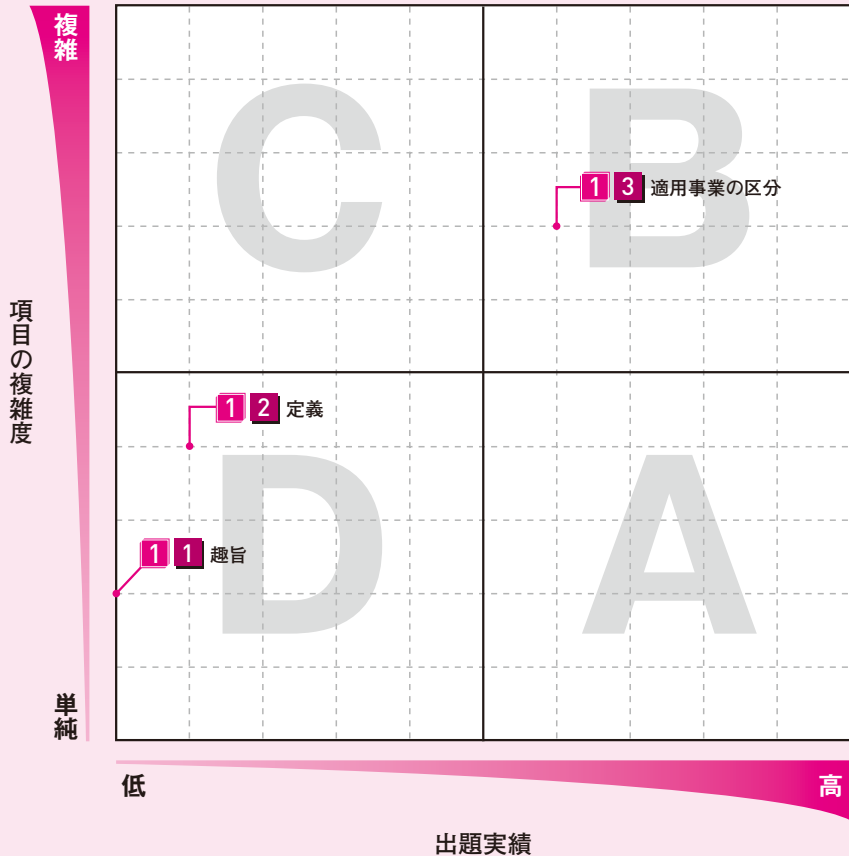


第1章

総 則



1

趣旨等

1 趣旨（法1条）

★★

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、**労働保険の事業の効率的な運営**を図るため、**労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等**に関し必要な事項を定めるものとする。

・沿革

徴収法は、労災保険と失業保険（現在の雇用保険）の適用・徴収事務を一元化することを主目的として昭和44年に制定された法律で、昭和47年4月から施行されている。

〈発展1.参照〉

2 定義

1 労働保険（法2条1項）

★★

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）において「労働保険」とは、**労働者災害補償保険法**（以下「**労災保険法**」という。）による**労働者災害補償保険**（以下「**労災保険**」という。）及び**雇用保険法**による**雇用保険**（以下「**雇用保険**」という。）を総称する。

・労働保険の定義

労災保険と雇用保険を総称して労働保険という。

2 保険年度（法2条4項）

★★

徴収法において「保険年度」とは、**4月1日**から**翌年3月31日**までをいう。

3 適用事業

1. 適用事業

労働者を使用（雇用）する事業を適用事業とする。

2. 暫定任意適用事業

(1) 労災保険の場合

暫定任意適用事業の範囲は次の通りである。 **例題1**

事業の種類		要 件		
農業（畜産・養蚕業を含む）	個人経営	事業主が 特別加入 していない		常時使用労働者数 5人未満 特定危険有害 作業を行う事業ではない
水産業		船員を使用して行う船舶所有者の事業でないかつ ・総トン数 5トン未満 の漁船 又は ・河川、湖沼、特定水面で操業する漁船		
林業		常時労働者を使用せず、かつ、年間使用労働者数 延300人未満		

(2) 雇用保険の場合

暫定任意適用事業の範囲は次の通りである。 **H19-雇9C** **例題1**

事業の種類		要 件	
農 業	個人経営	常時使用労働者数 5人未満	
水産業			船員が雇用される事業でない
林 業			

・適用事業及び暫定任意適用事業については、「ハイレベルテキスト3 労災保険法」「ハイレベルテキスト4 雇用保険法」を参照。

個人経営の事業主が行う林業の事業であって、常時3人の労働者を使用するものは、労災保険の適用事業であるが、雇用保険については暫定任意適用事業である。

解答 ○

雇用保険法附則2条1項1号、雇用保険法施行令附則2条、整備政令17条1号、昭和50.4.1労告35号。

Advice

労災保険は、規模が小さくても労災事故が発生する可能性が高い事業等については、暫定任意適用事業ではなく適用事業となる。

3 適用事業の区分

1 継続事業と有期事業（法7条2号）



事業の期間が予定される事業を**有期事業**といい、**有期事業以外**の事業を**継続事業**という。

1. 継続事業

継続事業とは、事業の期間が予定されない事業をいい、一般の工場、事務所等がこれに該当する。

2. 有期事業

有期事業とは、建設工事などのように事業の期間が予定されている事業をいう。

【例】建築工事、ダム工事、道路工事などの土木建築工事、立木の伐採など

なお、有期事業という概念は労災保険に係る保険関係についての概念であり、雇用保険に係る保険関係については有期事業という概念がない。

2 適用の特例（法39条1項、則1条3項1号、則70条）



- I 一元適用事業とは、IIに規定する事業（二元適用事業）以外の事業をいう。
- II 次の事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

H19-雇9B

- i 都道府県及び市町村の行う事業 例題2
- ii 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業
- iii 港湾労働法に規定する港湾運送の行為を行う事業 H21-災10B
- iv 雇用保険法附則第2条第1項各号に掲げる事業
- v 建設の事業

1. 一元適用事業

徴収法は、労災保険と雇用保険の保険関係の成立及び消滅並びに保険料の納付手続を一元化することにより、事務の効率化を図る目的で制定されたものであり、このように両保険の適用・徴収事務が一元化して行われる事業を一元適用事業という。

2. 二元適用事業

徴収法は、従来の失業保険の適用及び保険料徴収の方式を労災保険の方式に合わせ、両保険の適用事務と保険料徴収事務を一本化して処理すること、すなわち労働保険の適用徴収の一元化を目的として制定されたものであるが、都道府県及び市町村の行う事業その他一定の業種に属する事業については、労災保険と失業保険とで適用労働者の範囲が異なること、あるいは事業の適用単位を統一しがたい実情にあること等両保険の適用について一律に処理しがたい実態があり、両保険の適用・徴収事務を一元化することは実情に即さないので、両保険の保険別にそれぞれ別個の2つの事業とみなしてそれぞれごとに徴収法が適用される。 H26-雇8B

このように労災保険の適用・徴収事務と雇用保険の適用・徴収事務を別々に行う事業を二元適用事業という。

3. 上記II ivの雇用保険法附則第2条第1項各号に掲げる事業

次の(1)(2)に掲げる事業を指す。 H21-災10E

- (1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他 **農林の事業**
- (2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他 **畜産、養蚕又は水産の事業**（船員が雇用される事業を除く） （雇用保険法附則2条1項）

国、都道府県及び市町村の行う事業は、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係ごとに別個の二つの事業として取り扱い、一般保険料の算定、納付等をそれぞれ二つの事業ごとに処理するいわゆる二元適用事業とされている。

解答 ✕

法39条2項、則70条。国の行う事業は労災保険の適用が除外され、労災保険に係る保険関係が成立する余地がないため、二元適用事業とはされていない。

Point

国の行う事業は二元適用事業ではない（国の行う事業には、労災保険に係る保険関係が成立する余地がない）。 H24-災8E H26-雇8C 例題 2